

平成27年 第8回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 25

会議日程・付議事件

会議日時 平成27年3月25日(水) 午後2時

場 所 川西市教育情報センター 研修室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第1号	専決報告について(丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る意見聴取について)	
5	議案第11号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	
6	議案第12号	川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第13号	川西市青少年問題協議会規則の制定について	
8	議案第14号	川西市教育広報紙発行規程及び川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について	
9	議案第15号	川西市いじめ防止基本方針の策定について	
10	議案第16号	川西市中学校給食推進基本方針の策定について	
11	議案第17号	川西市子ども・子育て計画の策定について	
12	議案第18号	平成27年度使用教科用図書(拡大教科書)の追加採択について	
13	議案第19号	図書館協議会委員の公募について	
14		諸報告	

出席委員

委員長 服部 保

委員長
職務代行者 加藤 隆一郎

委員 磯部 裕子

委員 鈴木 温美

教育長 牛尾 巧

説明のため出席を求めた者

教 育 振 興 部 長	石 田 剛
総 務 調 整 室 長	森 下 宣 輝
学 校 教 育 室 長	上 中 敏 昭
教育振興部参事兼学校指導課長	若 生 雅 史
教育振興部参事兼青少年センター所長	辻 俊 博
社会教育室長兼文化財資料館長	柳 川 明 彦
まなび支援室長兼中央公民館長	中 定 久 紀
中 央 図 書 館 長	田 淵 敏 子
教 育 総 務 課 長	藪 内 寿 子
教 職 員 課 長	上 西 浩 之
施 設 課 長	池 下 靖 彦
学 校 指 導 課 主 幹	福 竹 優 子
生 徒 指 導 支 援 課 長	株 本 一 男
学 務 課 長	中 西 哲 浩
教育情報センター所長	杉 村 昌 子
社会教育室主幹	井 上 昌 幸
まなび支援室主幹兼中央公民館主幹	松 山 幸 江

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査 岸 本 匡 史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 1	専決報告について(丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る意見聴取について)	27.3.25	27.3.25	承認
議案 11	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 12	川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 13	川西市青少年問題協議会規則の制定について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 14	川西市教育広報紙発行規程及び川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 15	川西市いじめ防止基本方針の策定について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 16	川西市中学校給食推進基本方針の策定について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 17	川西市子ども・子育て計画の策定について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 18	平成27年度使用教科用図書(拡大教科書)の追加採択について	27.3.25	27.3.25	可決
議案 19	図書館協議会委員の公募について	27.3.25	27.3.25	可決

[開会 午後 2 時]

- 服部委員長 それでは、只今より、平成 27 年第 8 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 服部委員長 まずはじめに「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。
- 教育総務課長
（ 藪内 ） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
 本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 服部委員長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 服部委員長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。委員長において、加藤委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 服部委員長 では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 4 回定例会、第 5 回臨時会及び第 6 回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。
- 教育総務課長
（ 藪内 ） それでは、まず第 4 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席委員を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第 5 回臨時会及び第 6 回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、第 5 回臨時会につきましては非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただいております。
- 最後に署名委員の署名ということで、第 4 回定例会については磯部委員、鈴木委員に、第 5 回臨時会については加藤委員、鈴木委員に、第 6 回臨時会については加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。
- 以上でございます。

- 服部委員長 説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。
- 服部委員長 それでは、お諮りいたします。第4回定例会、第5回臨時会及び第6回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。
- 服部委員長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局からご報告をお願いいたします。
- 教育振興部長 (石田) それでは、私の方から事務状況報告をさせていただきます。
主な点は2点あります。1点目が市議会総括質問と一般質問について、2点目が市議会一般会計予算審査特別委員会についてでございます。
まず1点目、市議会総括質問・一般質問についてでございます。
市議会の総括質問、一般質問が2月27日、3月2日の2日間、一般質問が3月3日、4日の2日間行われ、総括質問は7人、一般質問は12人の議員の皆さんにより質問が行われました。
教育委員会に係る質問は、総括質問3人、一般質問3人、合計6人の議員から出されました。その主な内容は、総括質問では
- ・「きんたくん学びの道場」の全小学校での実施について
 - ・黒川公民館の講堂新築について
 - ・学力や社会教育についての考えについて
 - ・教育長の総合教育会議にのぞむ考えについて
 - ・委員会内の組織について、運営にあたっての課題と注視する点について
 - ・きんたくん学びの道場の今年度の取り組みについて
 - ・自らの意見を表明していく力をつけていくことについて
 - ・川西の子どもにとってのオンブズパーソン制度とのかかわりについて
- 一般質問では
- ・勝福寺古墳の活用と安全対策について
 - ・加茂遺跡の活用策について
 - ・学校校区審議会での小学校区に関する内容と今後の進め方について

- ・小・中学校一貫教育実現の取り組み検討について
 - ・小・中学校に「かわにし検定」を導入する考え方について
 - ・「生きる力」を育む学校・園の取り組みと地域連携について
- となっております。

2点目の市議会一般会計予算審査特別委員会についてでございます。

市議会一般会計予算審査特別委員会が3月10日、12日、13日の3日間開かれ、平成27年度当初予算の審査が行われました。

教育費に関する質疑は、3月13日の午後に行われ、その主な内容は、

- ・学校図書の充実について
- ・備品の整備について
- ・学校の光熱水費について
- ・小学校の統廃合の進め方について
- ・子ども・子育て支援新制度について
- ・学校施設屋内運動場等の天井落下防止対策について
- ・給食における牛乳の役割について
- ・教育委員会制度について
- ・セオリアについて
- ・きんたくん学びの道場について
- ・学校校医について

となっております。

以上、事務状況報告とさせていただきます。

服部委員長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

加藤委員

答弁の内容については、例えば最後の学校校医についてというのはどのようなやりとりでしたか。

学校指導課
主幹（福竹）

校医の人数であるとか、報酬であるとか、内科医、歯科医、耳鼻科医と細かい状況のところの質問がございました。

加藤委員

今までこの項目だけの報告で終わっていましたが、議会での教育関係の応答については。

教育振興部長
（石田）

一般質問について協議会等でお知らせいただいたことはあるかと思えます。事務状況報告という形で今回ご報告させていただく形は、今回が初めてです。

町の教育長のうちから任命する。」を加えるものです。

3点目は、平成12年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の改正に伴い、教育長及び委員の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会を定めるものであり、第13条の見出し中「委員の解職請求に関する事務等」を「教育長及び委員の資格決定に関する事務」に改め、同条中「第16条」を「第14条第2項」に改めるものです。

なお、付則としまして、この規約は、平成27年4月1日から施行しようとするものですが、経過措置といたしまして、「2 改正後の規約(以下「新規約」という。)第12条第2項の規定にかかわらず、新規約の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。」と定めております。

恐れ入りますが、議案書3ページにお戻りください。

以上のとおり規約を変更することにつきまして、「異議なし」と回答しております。

報告は以上です。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。報告第1号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号につきましては、承認されました。

服部委員長

では次に、日程第5、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内)

それでは、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行となることから、関係する規則を改正する必要

があるので、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めようとするものであります。

規則の改正に係る法改正の概要であります。大きくは委員長の職が廃止され教育長が教育委員会の代表となること、教育委員会の会議の主催者となること、教育委員会の構成が、委員5名のうち1名が委員長、別の1名が教育長という構成から、教育長1名、委員4名という構成となること、教育長職務代理者は教育委員の中から教育長が指名することとなることが挙げられます。

それでは、規則の内容につきましてご説明させていただきます。改正につきましては、法改正に対応するものとあわせて、文言の整理を行っております。今回改正いたします規則は、第1条から第8条までの8本の規則となり、改正規則は8ページから10ページとなりますが、主な部分につきまして新旧対照表でご説明させていただきます。

11ページをお開きください。第1条川西市教育委員会事務処理規則の改正であります。第4条で部長の職責から、教育長の職務代行の規定を削除いたします。第15条で教育長職務代理の規定を新たに設けています。第1項は法律の規定であり、教育長が指名する教育委員が職務代理であることを規定しています。第2項では、教育委員は非常勤であることから、常勤の教育長の職務を代理することが困難である場合には、あらかじめ教育長が指名する部長が職務代理を務めることが可能であることを規定しています。第3項では、職務代理者を指名した際は、教育委員会の会議で報告することを規定しています。

13ページから16ページになります。第2条川西市教育委員会傍聴人規則、第3条川西市教育委員会公告式規則、第4条川西市教育委員会会議規則につきましては、「委員長」とある規定を「教育長」に改めています。第4条川西市教育委員会会議規則の改正中、第12条の「出席者」という表現は、法律の表現に合わせているものであり、教育長に「委員」という表現を使用できなくなったことによるもので、言い換えますと「表決のとき議席にいる教育長及び委員」ということになります。なお、表決をとるのは教育長であることから、第2項は改正をしておりません。

16ページをお開きください。第5条教育長に対する事務委任規則の改正であります。第1条第13号として、総合教育会議の招集を求めることを規定しております。総合教育会議は法第1条の4第3項の規定により市長が招集するものではありませんが、同法同条第4項の規定により、教育委員会は協議すべき具体的事項を示して招集を求めることができるとされております。招集の必要性、具体的事項の内容について、教育委員会で決定

しようとするものです。第2条では教育長の報告義務を規定したものとなります。

17ページをお開きください。第6条川西市教育委員会基本規則の改正であります。第2条の委員長、委員長職務代行者の選任及びその方法の規定を削除しており、削除したことにより、章の名称が不相応となること、また、第9条までと多くの条からなる規則ではないことから、本規則の章を廃止しております。

18ページをお開きください。第7条川西市教育委員会事務局事務分掌規則の改正は、法改正の条ずれの改正のみとなります。

第8条川西市教育委員会公印規則の改正であります。別表の委員長印、委員長職務代行者印、教育長職務代行者印を廃止いたします。また、第3条では職務代理等の場合の公印の使用については、その職務を代理される者の公印を使用することとし、あらたな職務代理等の公印は規定しないこととしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

8ページの一番下、第15条第2項のところですが、まず第15条第1項では、指名する教育委員がその職務を行うと。その後、あらかじめ指名した部長が行うとありますが、何かしらの理由で部長ができなかった場合には、次の手は何かありますか。そこは考えなくていいですか。

総務調整室長
(森下)

制度上の規定としましては、部長までということにとまっているというふうな状況になります。今回制度が発効しますのは4月以降と、部長が2人いるというような形にもなりますので、その辺につきましては、そういう形で対応していきたいというふうに考えます。

服部委員長

よろしいでしょうか。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。議案第11号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては、可決さ

れました。

服部委員長 では次に、日程第6、議案第12号「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内) それでは、議案第12号「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の20ページをご覧ください。

本案は、教育委員会において新たな職名を規定するにあたり、規則を改正する必要があるので、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めようとするものであります。

改正内容は議案書21ページのとおりですが、詳しくは新旧対照表によりご説明いたします。22ページをお開きください。

「事務職員」の区分に、「保育士」を、「技能職員」の区分に「班長」、「技能用務員」を、「労務職員」の区分に「用務員」を加えようとするものであります。

「班長」につきましては、学校給食の調理にあたる職員の職名は、現在「技能調理師」及び「調理師」となりますが、給食業務の円滑な遂行、栄養改善や食育の推進、調理師の士気の高揚などを目的として新たに設けようとするものであります。

「保育士」、「技能用務員」、「用務員」につきましては、保育所に勤務する職員の職名であり、来年度から教育委員会で所管することとなるため、現在の市長部局と同様の職名を設けようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 職名の技能職員のところに「班長」という職名が新たに付け加わりますが、任命にあたり、何か要件はありますか。

学務課長
(中西) 学校給食現場における班長制度でございます。いま現在は職名としましては、調理師、その上が技能調理師となっておりますが、今回の改正によりまして、さらにその上に班長という役職を設置するものでございます。班長の対象資格としましては、技能調理師の資格を取得してから6年以上経過しているという規定を設けまして、その中で班長を任命する予定でござ

ざいます。
以上です。

磯部委員 ありがとうございます。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第12号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第7、議案第13号「川西市青少年問題協議会規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 (籾内) それでは、議案第13号「川西市青少年問題協議会規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の23ページをご覧ください。

本案は、平成26年12月議会において、川西市付属機関に関する条例の一部が改正されたことに伴い、規則を制定する必要があるため、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めようとするものであります。

制定内容は議案書24ページから26ページのとおりですが、詳しくは対照表によりご説明いたします。27ページをお開きください。

表の左側が現在の市長部局の規則、右側が今回制定しようとする教育委員会規則であります。川西市付属機関条例において、川西市青少年問題協議会が教育委員会に属することとされたため、その組織及び運営については、その属する執行機関の規則で定めることとするという同条例の規定に基づき、教育委員会規則を制定しようとするものです。規則の構成につきましては、第1条の趣旨から第10条の補則まで規定されており、従前の市の規則との相違点は、第2条、第3条、第5条、第7条中の「市長」を「教育委員会」とした点、28ページの第8条中の「こども家庭部」を「こども未来部」とした点、第9条中の「川西市公印規則」を「川西市教育委員会公印規則」とした点でございます。

なお、本協議会の委員の任期につきましては、第3条で規定されているとおり2年ではありますが、今年度に委嘱又は任命されており、任期の途中で根拠となる規則が変更となることから、29ページにあります付則において必要な経過措置を定めております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第13号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第8、議案第14号「川西市教育広報紙発行規程及び川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 (籾内) それでは、議案第14号「川西市教育広報紙発行規程及び川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明申し上げます。議案書の30ページをご覧ください。

本案は、教育委員会事務局の組織を再編整備するに伴い、関係する規程を改正する必要があるので、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めようとするものであります。

改正内容は議案書31ページから32ページのとおりですが、詳しくは対照表によりご説明いたします。33ページをお開きください。

第1条は「川西市教育委員会広報紙発行規程」の改正になります。第3条の掲載事項を整理し、保育等の分野を含めることを目的として、教育委員会の所管に属する事項として整理しております。第4条につきましては、組織名称の変更に伴い、所要の改正を行っております。会長はこども未来部総務調整室長と名称以外の変更はございませんが、副会長は社会教育室長から教育推進部の政策担当室長にあたる学校教育室長に変更しております。

第2条は「川西市立学校教職員安全衛生管理規程」の改正になります。
34ページをお開きください。

こちらにつきましても組織の名称変更に伴う改正となりますが、第16条の委員の構成において、2部制となること、学校教職員に関することであることから、総括安全衛生管理者であることも未来部長とともに、教育推進部長も構成員として加えています。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

33ページの調整会議に関して、会長は、組織変更に伴う名称変更ということですが、副会長に関しては、教育振興部社会教育室長から教育振興部学校教育室長に変わっていますが、この理由はございますか。

総務調整室長
(森下)

来年度から2部体制となるという形になりまして、総務調整室長、学校教育室長は各々の部の政策担当室長という形になっておりますので、そういう意味合いで、正副会長という形で考えております。

磯部委員

ありがとうございます。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。議案第14号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号につきましては、可決されました。

服部委員長

では次に、日程第9、議案第15号「川西市いじめ防止基本方針の策定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

生徒指導支援
課長(株本)

議案第15号「川西市いじめ防止基本方針の策定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の35ページをお開きください。

本案は、川西市いじめ防止基本方針を別紙のとおり策定することについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第

1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

提案理由といたしましては、川西市いじめ防止基本方針を策定する必要があるためでございます。

本基本方針につきましては、平成26年第21回定例会、議案第22号において基本方針(案)について審査いただいたのち、平成27年1月16日の議員協議会及び、平成27年1月24日より2月26日までパブリックコメントを実施し、議員の皆様及び市民の皆様から広くご意見をいただきました。

パブリックコメントでは、4人の方から16件のご意見をお寄せいただきました。それらの意見に対する回答について再度、議員協議会にて審議いただいたうえで、改めて基本方針(案)の内容全般にわたりまして精査し、基本方針としたものでございます。

それでは別紙いじめ防止基本方針をご覧ください。

主な変更点についてご説明いたします。

表紙を開いていただきまして、まず目次をご覧ください。前回お示しさせていただきました内容と大きく変わっておりますのは、川西市子どもの人権オンブズパーソンにつきまして、第2の3「重大事態への対処」の中に「特記」として記載しておりましたが、川西市独自の取り組みであるところから、第3「『川西市子どもの人権オンブズパーソン』との協働によるいじめ防止等の取り組み」として、大項目を立てて記述しております。

1ページをご覧ください。

大人としてのいじめに対峙する姿勢を明確にするため、第1の1、中段になります、「また、子どもたちを育むおとな一人ひとりが、いじめやいじめを生み出す様々な問題について高い規範意識を持って行動するとともに、その防止や解決のために毅然とした態度をとり、取り組む姿勢が求められる」を追加いたしました。

6ページをご覧ください。

11 「児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む」におきまして、児童生徒が、起ったいじめを自ら解決する力をつけるという視点から、下から4行目になります、「またいじめを決して許さないという強い意志と、いじめを解決できる力を持った児童生徒集団を育成する」と追加いたしました。

9ページをご覧ください。

(3)「いじめに対する措置」のイにおきまして、いじめを行った児童生徒への指導につきまして、配慮事項等を加えわかりやすく記述いたしました。

16ページをご覧ください。

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度は全国的に見ても先駆的な役割を果たしている独自の制度であることから、第3「『川西市子どもの人権オンブズパーソン』との協働によるいじめ防止等の取り組み」といたしまして大項目を立て、いじめ防止等に係るオンブズパーソンとの関わり等について記述いたしました。

その他の修正につきましては、ご意見を踏まえ、適切な表記に改めたものや、項目の整理等による修正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第15号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第10、議案第16号「川西市中学校給食推進基本方針の策定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長 (中西) 議案第16号「川西市中学校給食推進基本方針の策定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開きください。

本案は、川西市中学校給食推進基本方針の策定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

提案理由といたしましては、子どもたちの健やかな成長につながる、望ましい食習慣や生活の実現に向けて、中学校給食推進基本方針を別紙のとおり策定する必要があるためでございます。

別冊の資料をご覧ください。

「川西市中学校給食推進基本方針」につきましては、これまでから教育

委員の皆様からご意見をいただき、また、パブリックコメントの手続き等を踏まえ作成してまいりました。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。全体の構成につきましては、第1章「推進基本方針の性格・位置付け」から第5章「資料編」までとなっております。

それでは基本方針のポイントとなる第3章及び4章について説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

「推進基本方針の考え方」でございますが、現在、小学校で様々な工夫を重ねて実施しております給食の取り組みを、中学校給食の実施にあたりましても基本にしたいと考えております。5つの柱がございまして、1点目が「安全・安心でおいしい給食の提供」、2点目が「食育の推進」、3点目が「地産地消の推進」、4点目が「家庭や地域との連携・交流の促進」、5点目が「学校給食会計の円滑な運営と透明性の確保」でございます。

「推進基本方針の方策」ということで、具体的な取り組みを4点挙げております。

1点目が「全員喫食の完全給食を実施」、2点目が「実施方法は『自校調理方式』を基本に実施する」こと、3点目が「教育活動に与える影響についての検証」、4点目が「学校給食導入に関する組織の設置」でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第16号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第11、議案第17号「川西市子ども・子育て計画の策定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長
(中西)

議案第17号「川西市子ども・子育て計画の策定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の37ページをお開きください。

本案は、川西市子ども・子育て計画の策定について、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

提案理由といたしましては、本市における子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川西市子ども・子育て計画を別紙のとおり策定する必要があるためでございます。

別冊の資料をご覧ください。

「川西市子ども・子育て計画」につきましては、これまでから教育委員の皆様からご意見をいただき、また、「川西市子ども・子育て会議」での協議、パブリックコメントの手続き等を踏まえ作成してまいりました。

全体の構成につきましては、第1章「計画の策定にあたって」から第7章「計画の推進体制」までと資料編となっております。計画の中で教育委員会に大きく関係いたします幼稚園関連箇所を中心に説明させていただきます。

資料の20ページから25ページ、97ページ98ページにつきましては、幼稚園と保育所の概要や配置状況、園児数の推移など、状況を記載しております。

99ページから100ページにつきましては、市立幼稚園のあり方と活性化に関するアンケート調査結果を、101ページから102ページには市立幼稚園と保育所の課題を、また、103ページではそれぞれの役割について記載をしております。

104ページでは「市立幼稚園と保育所の課題への基本的な対応方針」としまして、市立幼稚園・保育所は、私立の施設と連携・協力を図りつつ、質の高い教育・保育を必要とするすべての児童に提供するとともに、子育てを支援する地域の拠点となるよう、その一体化を含め、適正な施設の配置を行うこととしております。

方策としましては、3点ございまして「幼保の一体化を進める施設の配置」「拠点施設の整備」「安全・安心の施設整備」を掲げております。

次に105ページをお開きください。「市立幼稚園と保育所の一体化のめざすもの」としまして5点挙げております。

「幼稚園・保育所の双方の“強み”を合わせた教育・保育の提供」「小

学校との接続を重視」「年齢別クラス教育・保育と異年齢教育・保育の実施」「安全で安心、快適な環境」「保護者や地域の子育て支援」でございます。

以上のことを踏まえまして、106ページに記載しておりますのが「市立幼稚園と保育所の再編・一体化事業計画」でございます。

計画期間中に取り組むものとして4事業を挙げており、対象となる幼稚園は加茂幼稚園、川西幼稚園、川西北幼稚園、牧の台幼稚園、松風幼稚園の5園でございます。

残る4園につきましては、今後、幼稚園を取り巻く状況等の推移に留意しながら事業化を検討していくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第17号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第12、議案第18号「平成27年度使用教科用図書(拡大教科書)の追加採択について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育情報センター
所長(杉村) それでは、議案第18号「平成27年度使用教科用図書(拡大教科書)の追加採択について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の38ページをお開きください。

本案は、平成27年度使用教科用図書(拡大教科書)の追加採択について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

平成27年度使用教科用図書の採択につきましては、平成26年7月17日に開催されました第11回川西市教育委員会定例会の議案第13号にて議決いただきましたが、採択終了後、平成27年度川西市立小学校の特

別支援学級において、拡大教科書を使用する必要が生じました。対象児童に無償給与するには、附則第9条本として採択する必要があるため、追加の採択を求めるものです。

対象児童につきましては、平成27年度に小学校に入学する新1年生であり、採択・需要数を兵庫県教育委員会へ報告する段階では、児童についての把握ができていない状態でした。その後、兵庫県立視覚特別支援学校における教育相談や、入学に向けての就学指導等を経て、対象児童には拡大教科書の使用が適切であるということになりました。

議案書39ページをご覧ください。

採択をいただきたい具体的な拡大教科書ですが、小学校1年生の国語上、国語下、算数でございます。なお、それぞれの拡大教科書の原典となる教科書は、いずれも今年度に平成27年度使用教科用図書として採択いただきました検定済み教科用図書と同一でございます。

なお、共同採択を行っております猪名川町につきましても、同様の手続きを行っていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第18号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第13、議案第19号「図書館協議会委員の公募について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

中央図書館長 (田淵) それでは、議案第19号「図書館協議会委員の公募について」ご説明いたします。議案書の40ページをお開きください。

本案は、図書館協議会委員を公募するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

議案書の41・42ページをご覧ください。

川西市では、「図書館法」に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の図書館奉仕につき、館長に意見を述べる機関として「図書館協議会」を設置しております。

同協議会は、中央図書館開館以来、学校教育及び社会教育関係者、並びに学識経験者、平成24年度からは「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えまして、教育委員会が委員を選任してまいりましたが、平成27年7月の改選を機に、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条に基づき、市民の多様な意見を図書館運営に反映させるべく、同協議会委員の1名を公募いたしたいと考えます。

公募の対象は、「家庭教育の向上のために活動している人」で、図書館や読書活動に関心があり、応募日現在で他の審議会等の委員でなく、国・地方自治体の職員でなく、平成27年4月1日現在、満20歳以上の市民といたします。

委員決定までのスケジュールといたしましては、5月1日から募集を開始し、同月24日に締切、5月末までに別に組織する委員選定委員会にて審査し、6月の教育委員会に議題を提出し、承認を得たのちに決定といたします。

応募方法につきましては、所定の応募用紙に住所・氏名などの必要事項を記入し、「読書と子どもの成長について」または「まちづくりの核となる図書館とは」のいずれかをテーマとした作文を提出することにより、受け付けます。

選考方法は、教育推進部長、図書館長以下により構成された「川西市図書館協議会選考委員会」により、資料にあります選考基準「家庭教育向上のための活動を実践した経験があること」をはじめとして、全8項目について評価します。

公募による委員が決定いたしましたら、他の協議会委員とともに、平成27年7月1日から平成29年6月30日までを任期とし、毎年2回程度開催いたします図書館協議会にご出席いただき、「図書館事業の実施に関すること」などをご審議いただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

鈴木委員

今後も委員に欠員が出た場合、このように公募なさるのでしょうか。

中央図書館長 (田淵) 広く市民の方からご意見を求めるということで、今後も続けていけたらなというふうに考えております。

鈴木委員 わかりました。

磯部委員 今回の公募は、2つのテーマの作文の内容で判断をするということで、選考基準に関しては、42ページにも書いてありますとおり、番から番までの項目を判断していくことになると思います。また、字数が400字から800字という、倍近い違いがある字数で応募をしていただくということになっています。800字程度としておく方が、選考する内容を公平に判断できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

中央図書館長 (田淵) 今ご指摘いただきましたように、やはり倍の字数になってまいりますので、その辺は、今ご指摘いただきましたように、800字程度ということで変更させていただきます。

磯部委員 よろしくお願いたします。

加藤委員 それだったら「程度」なんか付けなくて、「原稿用紙2枚以内」の方がよくないですか。程度というと1割まで程度と見る人、880までとか、というようなことは僕が応募するときには言いますけど。800字とかなんか切った方がよくないですか。要するに、その辺のところも、その字数内に書けるというのも能力の一つでもあるだろうと思います。試験するときに、1000字程度で書いてくださいなんていう試験はないと思います。何か切った方がいいんじゃないですか。800字程度と言われたときに1200字書いてきたら、だめって言えないですもんね。しかし、800字と言っているのに820字書いてきたら、読めないって言えるからね。どうでしょうか、その辺のところは、選考される側としては。

中央図書館長 (田淵) 今ご意見いただきました、原稿用紙2枚程度、800字程度、なかなかそれぞれ判断される方の基準もあるかと思いますが、原稿用紙2枚程度ということで、2枚でさせていただきますと思います。

加藤委員 2枚だけ送ってあげるとかね、図書館の名前の入ったものを、ナンバリングして。

- 服部委員長 よろしいでしょうか。
何かあまり原稿用紙も使わないような気もするんですけど。またお考えください。
- 服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第19号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては、可決されました。
- 服部委員長 では次に、日程第14、「諸報告」であります。諸報告1「奨学金採用者の辞退について」事務局からご報告をお願いいたします。
- 学務課長
(中西) それでは、諸報告「奨学金採用者の辞退について」ご報告申し上げます。
資料はございません。
奨学生の決定につきましては、募集ごとに議決をいただいているところですが、決定した奨学生のうち、高校区分の奨学生1名、大学区分の奨学生1名、合計2名から、川西市奨学資金条例第12条第2号に基づき辞退届が提出されたため、本委員会はそれを受理し当該決定を取り消すものでございます。
辞退理由は、1名は退学によるもの、1名は自己資金のみで就学ができるためと聞いております。
なお、これにより、奨学金の利用者は平成27年3月24日現在、高校区分では国公立が27名、私立が46名、大学区分につきましては国公立が3名、私立が36名、合計で112名でございます。
報告は以上でございます。
- 服部委員長 只今の報告について、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。
- 服部委員長 それでは諸報告1については以上といたします。
- 服部委員長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、4月16日(木)午後2時から、教育相談セ

ンター研修室において開会いたします。

服部委員長

これをもちまして、第8回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後2時55分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成27年4月16日

署名委員 加藤 隆一郎 ⑩

鈴木 温美 ⑩